## ■ 芦田氏解任をめぐるJAniCA問題の経緯

現在までの主な出来事と問題点を簡略化してみた

Date	出来事	補足及び問題点(不確定な部分含む)
2009.7.8	O監事・K理事が文化庁に人材育成プランを提案	
2010.3.17	O監事が芦田代表に計画を口外せぬよう要請	
2010.3.25	文化庁事業発表(公募)	
2010.4.10	理事会開催、O監事より育成事業企画書提案 日本時間の夜に「企画書」を各理事に送付。もし採 択を受けた場合、皆で実施の詳細を考えて変更・調 整することを確認	運営委員会にO監事は渡欧中でロンドンよりPC音声で参加。この最初の段階ではみなあまり資料を読んでいなかった。
2010.4.27	文化庁よりJAniCA採用の通知(4/26付け文書)	
2010.4.30	文化庁と育成事業の契約を交わす。	契約は、なぜかJAniCAとO監事個人の連名で結ばれた? 芦田氏は代表印を事務局に信用して預けていた。
2010.5.7	「育成事業」説明会開催(日本青年館)	
2010.5.9	理事会・運営委員会(セシオン杉並) 育成事業への質問事項も議題にあり	ギャラとしてO事務局長・O監事が1000万、K氏が600万との予算 明細書があるが極秘扱い。O監事は時給3万円を要求。
2010.5.10	「若手アニメーター等人材育成事業」公募開始 プロジェクト予算は2億1千万円、1作品につき各 3,800万円で4社を選定	芦田さんの提案する「グランドプロデューサー制」は文化庁に拒否されたとO監事の回答。
2010.5.21	公募を11日間で締め切り	
2010.5.26	芦田代表、運営委員等が文化庁訪問。文化庁のS氏他二名が対応。後刻、別にO監事も訪問。	芦田氏は代表としての挨拶の表敬訪問と実施にあたって何が 変更出来るか出来ないかの確認に行った。
5月下旬~	理事のK氏より「重要案件成立のため、総会の委任 状を送ってくれ」という手紙が会員宛に送られる。 内容の詳細はなし。	前年度の総会では、有料正会員のみが委任状を送ることができるとされていたが、(定款についての解釈変更により)今年度の総会は無料正会員も委任状を送ることができるようにされた。
2010.5.28	芦田氏がS社と会談。	S社にK氏のキャラクター設定、夫である監督の企画が持ち込まれ公募に提出したという。S社は企画をひきあげることを決定。
2010.5.31	芦田氏ら、文化庁の担当者S氏と再度面談。	芦田代表は「JAniCAはこの事業を執行する義務があるし、そうしたい」と明言。微調整が必要との認識を示す。
"	O監事・K理事が文化庁を訪問。	問題が解決まで事業は一時凍結すると文化庁がO監事に通告。
2010.6.1	O監事が東京地方裁判所立川支部に「仮処分」に ついて面談を申し込む。	同支部は103条に基づく申立は前例がないと否定的な見解。
2010.6.2	O監事が東京地方裁判所に「芦田氏の代表理事の 行為差し止め」の仮処分申し立てをする。 (東京地方裁判所平成22年(ヨ)第1844号)	芦田氏は訴状は事実上の「解任通告」と受け取る。